

【科目情報】

授業コード	1FCB617010	科目ナンバリング	FCALAW84017-J1
授業科目名	知的財産法A		
担当教員氏名	松村 信夫		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	火曜1限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

<b>授業概要</b>	<p>知的財産法は多数の実定法および判例法により構成されている複合的な法分野であるが、同時に各法規範は相互に不可分の関係にある。法科大学院では、知的財産法Aと同Bの2コマ（各2単位）の講義が予定されているが、このように限られた時間の中で、その全てをまんべんなく講義することは困難である。</p> <p>そこで、本講義では、最初に、知的財産法の体系と各法分野の概略を講義し、その後に、主に特許法に関連する法規および論点につき講義をおこなう。ただ、適宜関連する他の知的財産法の論点についても取り上げる予定である。授業方法は講義が中心であるが、必要に応じて、ブレインストーミング形式で受講生による意見発表の機会を設ける予定である。</p>
<b>到達目標</b>	<p>知的財産法の体系的理解とともに、特許法に関する基本的な知識と応用力の陶冶を目的とする。</p> <p>また、受講生が、将来、法律実務家として実務を行う上で必要な、判例の前提事実や射程に関する分析的な思考能力の有無や、複雑な事実関係を整理し問題点を抽出する能力の有無についても確認を行う。</p> <p>あわせて知的財産法Bおよび知的財産法演習をあわせて受講すれば、司法試験に対応できる学力の獲得が可能な様に、総合的なカリキュラムと達成目標に従って講義をおこなう。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	知的財産法の目的と体系	特に事前学習は求めないが、具体的な事例を通じて、受講生自らが知的財産法の概要を理解できるように講義を進める
第2回	特許法の目的および概要	具体的な事件記録等を素材にしながら、特許権の形成過程（出願・審査等の手続）から、権利行使の概要までを包括的に講義する。
第3回	発明の意義および要件	受講生にはレジメおよび関連判例を事前に示して予習をしてもらう
第4回	特許要件Ⅰ（新規性および例外）	同上
第5回	特許要件Ⅱ（進歩性）	同上
第6回	特許要件Ⅲ（先願・補正・拡大先願）	同上
第7回	特許権の権利主体Ⅰ（冒認出願）	同上
第8回	特許権の権利主体Ⅱ（従業者発明）	同上
第9回	特許権の効力Ⅰ（消尽論とその限界）	同上

第10回	特許権の効力Ⅱ（特許発明の技術的範囲～クレーム解釈）	同上
第11回	特許権の効力Ⅲ（均等論）	同上
第12回	間接侵害	同上
第13回	特許権の効力に対する制限（先使用权・中用権）	同上
第14回	特許権の効力に対する制限（試験研究のための実施・権利制限〈無効〉の抗弁）	同上
第15回	特許権侵害に対する法的救済	仮想的な侵害事例を事前配布してあらかじめ検討の機会あたえ講義時間において討論
第16回	期末試験	

<b>成績評価方法</b>	講義時間における発表とレポートの結果を30パーセント期末試験における評点を70パーセントとして総合評価する。評価方法としては相対評価を原則とする。 期末試験は、基本として具体的な設例（事例）を中心として、上記到達目標に掲げた、特許法に関する基本的知識と応用力、複雑な事例（事実関係）の解析力を総合的に確認・評価する。
<b>履修上の注意</b>	原則として、電子掲示板を通じて毎週金曜日までに、次週の講義に使用するレジメ・資料を配布するとともに予習範囲および予習判例を指示する。よって、受講生は必ずこの掲示を注視すること。
<b>教科書</b>	高林龍著「標準特許法」の講義開始時における最新版 特許法判例百選の最新版
<b>参考文献</b>	適宜、講義において指示する。
<b>その他</b>	